

内閣参質二〇〇第七号

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出文化庁のあいだトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事後検閲」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二から四まで及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業（以下「本件事業」という。）に対する文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）（以下「補助金」という。）不交付決定の理由は、「補助金不交付決定通知書」（令和元年九月二十六日付け元受文庁第二〇二三号文化庁長官通知）に「補助金申請の手続きにおいて、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していくにも拘らず、それらの事実の申告がなかつたことは、不適当な行為と認められるため」と記載したとおりであつて、当該決定は関係法令等に従つて適切に行つたものである。

五について

本件事業に関する補助金交付の申請書を受け付けた後に文化庁の担当職員が本件事業の各会場に赴いた事実はない。